

## ○オープンファシリティ推進機構規程

令和4年3月24日  
法人規程第39号

### オープンファシリティ推進機構規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置するオープンファシリティ推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的及び業務)

第2条 機構は、国立大学法人筑波大学（以下この条において「法人」という。）の研究設備の学内外への共用に係る課題を解決するとともに、これを推進することにより、法人の研究設備の有効活用並びに筑波大学の教育研究環境の整備及び充実に資することを目的とする。

2 機構は、前項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究設備の共用の全学的な実施に関すること。
- (2) 研究設備の共用に係る支援及びマネジメントを担う人材の育成並びにその活用に関すること。
- (3) 研究設備の共用に係る関係機関等との連携に関すること。
- (4) その他法人の研究設備の共用の推進に必要な事項に関すること。

3 機構は、前項に規定する業務の具体的な取組を実施する場合には、研究戦略イニシアティブ推進機構との連携の下で実施するものとする。

#### (機構長)

第3条 機構に、機構長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

#### (副機構長)

第4条 機構に、副機構長を置き、機構長が職員のうちから指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副機構長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、副機構長となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

#### (オープンファシリティ推進委員会)

第5条 機構に、その運営に関する重要事項及び次に掲げる事項を審議するため、オープンファシリティ推進委員会（以下この条において「推進委員会」という。）を置く。

- (1) 研究設備の共用に係る全学的な運用ルールに関すること。
- (2) 研究設備の共用に係る利用料金の体系に関すること。
- (3) 研究設備の共用のためのシステムに関すること。
- (4) 研究設備の共用に係る業務を担う技術職員の育成等に関すること。
- (5) その他研究設備の共用の推進に必要な事項に関すること。

- 2 推進委員会は、次に掲げる委員で構成する。
  - (1) 機構長
  - (2) 副機構長
  - (3) 研究基盤総合センターの長
  - (4) 機構長が教育研究組織における研究設備の共用に関係する大学教員のうちから指名する者 若干人
  - (5) その他機構長が指名する者 若干人
- 3 推進委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 委員長は、推進委員会を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、第2項第2号の委員が、その職務を代行する。
- 6 第2項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前2項の委員は、再任されることができる。
- 9 委員長は、必要と認めるときは、推進委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(オープンファシリティ推進支援室)

第6条 機構に、研究設備の共用の全学的な推進に係る支援を行うため、オープンファシリティ推進支援室を置く。

(事務)

第7条 機構に関する事務は、関連する部等の協力を得て、研究推進部研究企画課が行う。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この法人規程は、令和4年3月24日から施行する。